

# 令和2年度 上越市店舗等改装促進事業募集要領

中小企業者が行う市内の店舗改装や、商店街組合・商工会等の団体が商店街の魅力向上に繋がる施設の整備等を行う際に費用の一部を補助します。

申請前に必ず本要領をご一読いただき、不明な点はお問合せください。

## 補助申請受付期間

**令和2年4月13日(月)～令和2年12月11日(金)**

(受付時間:月曜日～金曜日 8:30～17:15)

- 補助金の交付決定は、**予算の範囲内で先着順** となります。
- **過年度申請された方も** ご応募いただけます。

## 提出先

市役所木田庁舎3階 産業政策課 商業・中心市街地活性化推進室

又は 各区総合事務所 産業担当

- 申請書類は、提出先の窓口へ直接お持ちください。
- 提出いただいた書類は返却できません。

## お問合せ

上越市産業観光交流部産業政策課 商業・中心市街地活性化推進室

電話 025-526-5111 (内線1826、1827)

FAX 025-526-6113

# 目次

1. 制度の概要.....	3
2. 申請のフロー .....	7
3. 交付申請時の提出書類	
A 個人事業主又は法人の場合 .....	8
B 商工団体等の場合 .....	10
4. 実績報告時の提出書類 .....	12
5. 補助対象事業(例)	
A 個人事業主又は法人の場合 .....	14
B 商工団体等の場合 .....	15
Q&A.....	16

# 1. 制度の概要

## (1) 対象者（交付申請ができる方）

○ 市税を完納し、次の条件をすべて満たす**個人事業主・法人**、又は**商工団体等**が対象となります。

### A 個人事業主又は法人の場合

ア 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号及び第2号に規定する「**中小企業者**」であること。

イ 個人事業主の場合は、**市内に居住**していること。法人の場合は、**市内に本社**を有すること。

ウ 日本標準産業分類（平成25年10月改定）における

**小売業、飲食業、宿泊業、生活関連サービス業、娯楽業** のうちのいずれかの業種に該当し、**申請時点において店舗を使用して現に営んでいること。**

（※ 業種の詳細はインターネットで「日本標準産業分類」を検索してください。

<https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10>）

エ 公共下水道等が供用開始されている区域にある店舗等については、申請時において**公共下水道等に接続済み**、または**今回申請する工事に併せて接続**すること。

オ **以下のいずれにも該当しないこと。**

- ・床面積の合計が1,000平方メートルを超える店舗で事業を営む個人事業主又は法人
- ・風営法第2条第1項に掲げる営業で、同法第3条第1項の許可を受けていない個人事業主又は法人
- ・風営法第2条第1項に掲げる営業で、床面積の合計が100平方メートルを超える店舗で事業を営む個人事業主又は法人
- ・風営法第2条第5項に掲げる「性風俗関連特殊営業」を営む個人事業主又は法人
- ・上越市暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年上越市条例第34号）第2条第1項第1号及び第2号に該当する個人事業主又は法人
- ・建築基準法、食品衛生法、消防法、その他関係法令に違反している個人事業主又は法人
- ・宗教活動、政治活動又は選挙活動を目的とした事業を営む個人事業主又は法人

### B 商工団体等の場合

ア **市内に事務所等**を有していること。

イ **次のいずれかに該当する団体**であること。

- ・商工会
- ・商工会議所
- ・商店街振興組合法第2章に規定する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
- ・組合員の数が20以上の中小企業等協同組合法に規定する事業協同組合のうち、その組合員の3分の2以上が小売業又はサービス業を営むもの
- ・中小企業者によって任意に組織された団体

## (2) 補助の対象となる建物等

### A 個人事業主又は法人の場合

- 補助対象者が販売、サービスを提供する顧客との対面による事業を行うために、市内に所有又は賃借している店舗です。
  - ・屋外の看板、駐車場、オープンテラス、庭園等も補助対象（店舗と一体で使用するものに限る）
  - ・住宅と店舗が併用する建物の場合は、店舗部分のみを補助対象
- ※ 賃借の場合は、所有者の同意が必要

### B 商工団体等の場合

- 補助対象者が管理運営し、一般の利用に供する施設（以下「共有施設」という。）
  - ・屋外の休憩所、案内看板等も補助対象
  - ・団体の事務所と同一の建物内に共有施設がある場合は、該当スペースのみを補助対象
- ※ 改装等を行う共有施設を団体以外の他者が所有している場合は、所有者全員の同意が必要

## (3) 補助対象となる事業

- 次の①②の事業が補助対象となります。

**※ 対象事業の具体例は14、15ページをご覧ください。**

- ① 店舗又は共有施設の増改築、内外装等の工事のうち、次の条件をすべて満たすこと
    - ア 店舗又は共有施設の魅力向上、事業の業績改善が目的である
    - イ 市内に本社を有する建設、設備等の施工業者に直接工事を発注する
  - ② 事業用備品又は事業用設備の導入は、次の条件をすべて満たすこと
    - ア 店舗又は共有施設の魅力向上、事業の業績改善が目的である
    - イ 事業用備品又は事業用設備は、店舗又は共有施設と一体となって使用するものである
      - ※ 店舗別棟の建物に設置する備品でも、事業用に使用するものは補助対象
      - ※ 車両の購入、設備のランニングコストは対象外
    - ウ 市内に本社を有する事業用備品又は設備の販売事業者に、備品、設備の購入と併せて、設置、設定等の作業又は工事を有料で発注する
      - ※ 設置、設定作業を伴わない場合や、補助対象者が自ら設置、設定等する場合は対象外
      - ※ 補助金を活用して取得した備品等については、取得後の処分に制限があります。
- P 6 **(7) 取得した事業用備品の取り扱いについて** を必ずご確認ください。

- 補助対象となる事業費の総額が次の基準を満たすこと。

**A 個人事業主又は法人の場合** …… **10万円以上**（消費税抜）

**B 商工団体等の場合** …… **50万円以上**（消費税抜）

※ 次の費用は、**補助の対象外**となります。

- ア 見積りに要する費用
- イ 設計に要する費用（関係法令の手続き費用含む）
- ウ 租税公課 ※申請時に消費税及び地方消費税、印紙代等を除外する必要があります。
- エ 補助対象事業の実施に伴い、補助対象者が自ら行う工事及び備品又は設備の導入に要する費用
- オ 国、県、市など他の補助事業の「補助対象経費」とした費用
- カ その他、補助対象経費に適さないと認められる費用

※ 事業完了後、次の日までに**実績報告書**を提出してください。

[ **実績報告書の提出期限** 令和3年2月26日（金） ]

#### （４）補助対象工事等を請け負う施工業者の条件

- 市内に本社を有する個人事業主又は法人であること  
※ 本社が市外の場合は施工業者として認められません。
- 申請者が施工業者になることはできません。

#### （５）補助金額

- 補助対象となる事業費の**1／2以下**の額  
※1,000円未満の端数は切り捨て
- 補助金額の上限額は、以下のとおり
  - A 個人事業主又は法人の場合・・・20万円
  - B 商工団体等の場合・・・200万円

#### （６）予算額

27,000千円

## (7) 取得した事業用備品の取扱いについて

本補助事業によって取得した**一品 50 万円以上の備品**については、省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号別表）で定める耐用年数を越えないうちに、補助金の目的に反して使用し、処分し、譲渡し、交換し、又は担保に供するときは、**あらかじめ市長の承認を得なくてはなりません。**

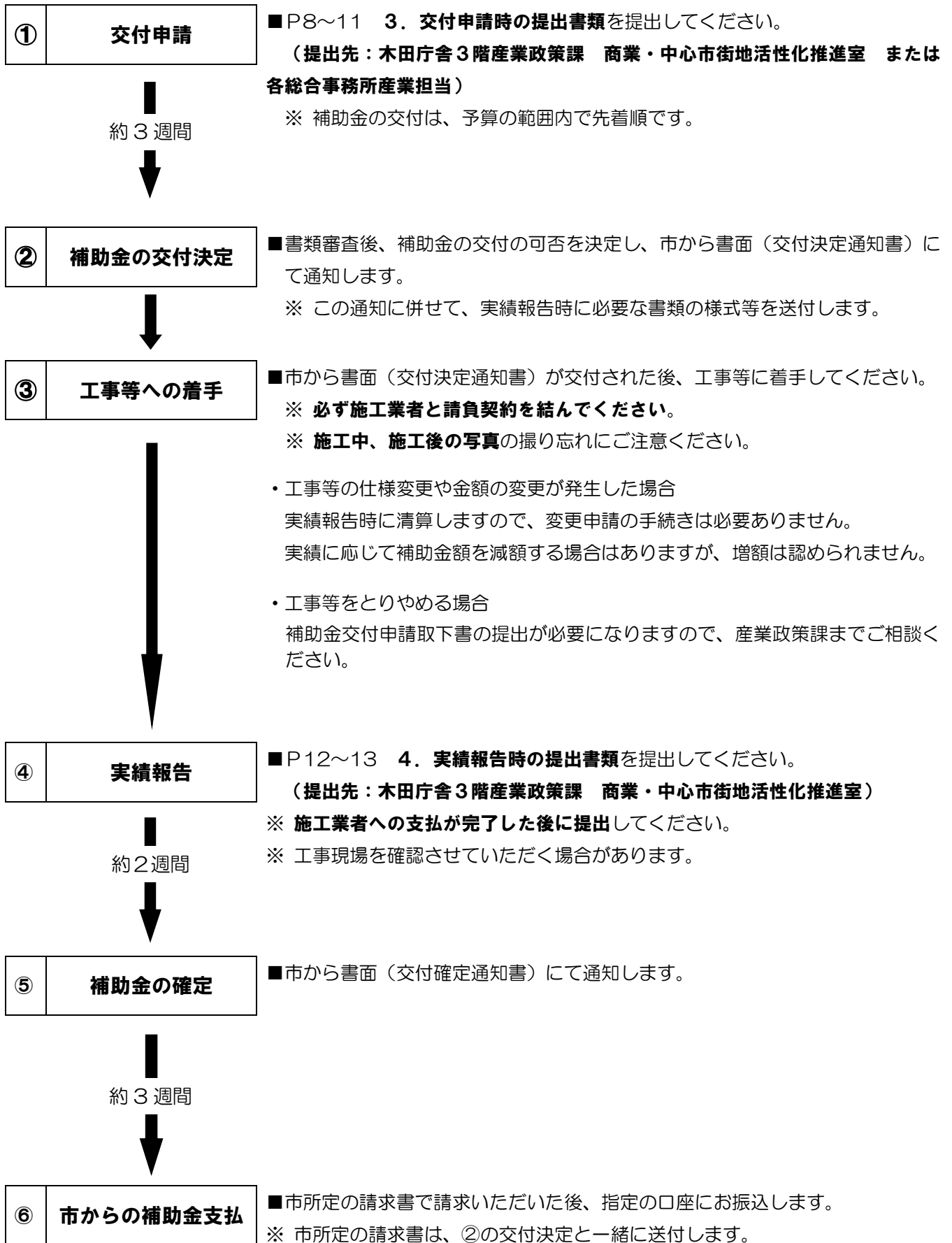
また、この財産処分に関し、収入があった場合は、市は当該収入の全額を納付させることができます。

※ 物により耐用年数が 3 年から 15 年まで幅があります。不明な点をご相談ください。

## ！！ ご注意ください ！！

- 補助を受けようとする人は、  
**必ず工事を行う前に申請し、補助金の交付決定を受けてから事業に着手してください。**
- 同一の店舗等につき、補助金の交付は**一年度につき 1 回限り**です。
- 公共下水道等が供用開始されている区域にある店舗等については、申請時において**公共下水道等に接続済み、または補助対象工事で接続する**ことが条件となります。
- 増築工事等において建築基準法第 6 条で定めている**確認申請が必要な場合は、確認済証の写し**、また、増築工事等において確認申請が不要でかつ建築基準法第 15 条第 1 項に定める**工事届の届出が必要な場合は、経由印が押印されたものの写し**を実績報告時に提出してください。
- 屋外の駐車場、オープンテラス、休憩施設、庭園等を補助対象事業とする場合、申請時に、施工場所に関する**土地の所有関係を確認できる書類等**を提出してください。
- 本工事内容・仕様・手続きなどが、**建築基準法、食品衛生法、消防法その他関係法令に違反していないことを確認**してください。
- **国、県、市の他の補助制度を受けている場合**、「補助対象経費」とした部分については、本補助金の対象外となります。

## 2. 申請のフロー



## A 個人事業主又は法人の場合

### 3. 交付申請時の提出書類

工事に着工する前に、以下の書類を全て揃えて提出してください。  
様式は、市ホームページからダウンロードできます。

1) 補助金交付申請書（第1号様式） ※税抜額で記載してください。

2) 承諾書・同意書・誓約書（第2号様式）

3) 事業計画書（第3号様式）

4) 改装する店舗の所有者を証明する書類

① 申請者が店舗の所有者である場合

- いずれか一つを提出
- 令和2年度 固定資産税・都市計画税の納税通知書の写し  
「通知書の表紙」及び「工事等を行う店舗や土地が掲載されている課税明細書部分」
  - 令和2年度 資産証明書（有料：1通350円）  
店舗建物の工事・備品導入をする場合は「家屋分」を、駐車場や看板など店舗の建物以外の工事をする場合はその「土地分」の固定資産証明書  
取得方法：市の税務課か各総合事務所、又は南北出張所窓口で交付申請をしてください。
  - その他証明できる書類の写し
  - （共同名義人がいる場合）共同名義人の工事同意書（第4号様式）  
申請者の他に共同名義人がいる場合は、共同名義人の工事同意書が必要

② 申請者が店舗を賃借している場合

○ 賃貸借契約書の写し

借主及び貸主の氏名・押印、建物の住所、契約期間が記載された部分の写し

駐車場や看板など店舗の建物以外の工事をする場合は、土地の賃貸借契約書の写しが必要

※ 以下の理由等で賃貸借契約を締結していない場合は、上記①の所有者を証明する書類のいずれか一つを提出してください。

・店舗の所有者が申請者の親など家族（又は家族との共同名義）であり、賃貸借契約がない場合

・店舗の所有者が法人の代表者であり、賃貸借契約がない場合

○ 店舗所有者の工事同意書（第4号様式）

5) 工事等の見積書（経費の明細が記載されたもの）の写し

補助対象外経費が含まれている場合は、対象外経費がどれかわかるようにしたもの

複数の工事等を実施する場合は、工事ごとの費用がわかるもの

6) 工事等の実施箇所の施工前の写真

工事等を行う部分を撮影し用紙に貼りつけたもの、またはA4用紙に印刷したもの

7) 工事等の実施箇所を記載した図面、見取り図

改装箇所を示した店舗の図面（見取図）（手描きのもので可）

増改築、間取り変更の場合は、工事前後の図面の提出が必要

8) 店舗の位置図

店舗の場所を示した地図等

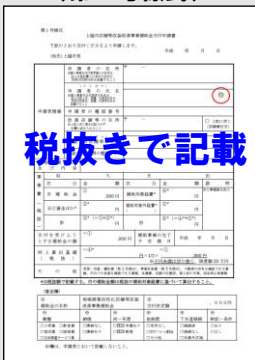
9) （営業許可等を要する業種のみ）営業許可書の写し

（例）食品営業許可書、酒類販売業免許証、理（美）容所検査確認済書、クリーニング所検査確認済書 など




左記申請書類 1) ~ 9) のイメージ図です。これらを全て揃えて提出してください。

**1) 補助金交付申請書 (第1号様式)**

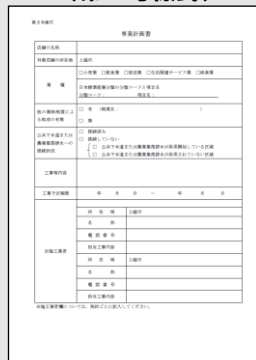


**税抜きで記載**

**2) 承諾書・同意書・誓約書 (第2号様式)**



**3) 事業計画書 (第3号様式)**



市ホームページから様式をダウンロードできます

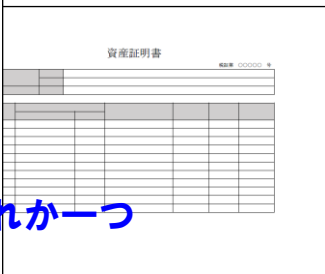
**4) 店舗の所有者を証明する書類**

①店舗の所有者である場合  
納税通知書の写し



**表紙と明細が必要**

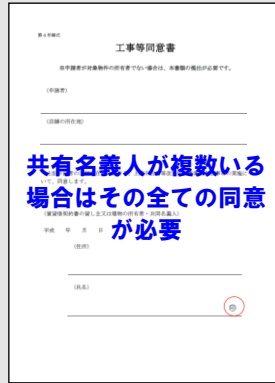
又は 資産証明書 など



**いずれか一つ**

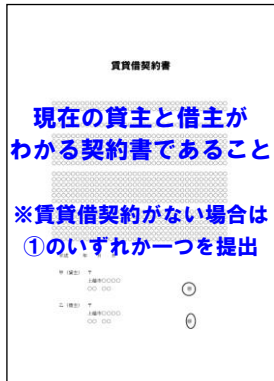
共同名義人がいる場合は同意書

工事同意書 (第4号様式)



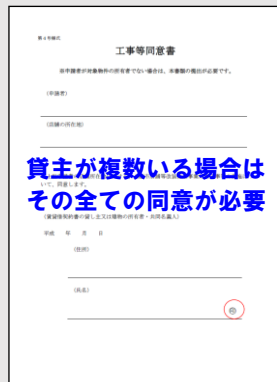
**共有名義人が複数いる場合はその全ての同意が必要**

②店舗を賃借している場合  
賃貸借契約書の写し



**現在の貸主と借主がわかる契約書であること**  
※賃貸借契約がない場合は①のいずれか一つを提出

工事同意書 (第4号様式)



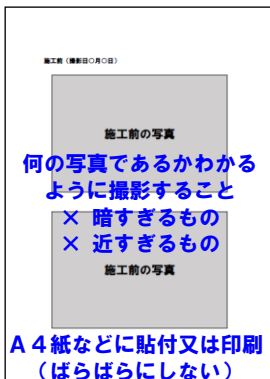
**貸主が複数いる場合はその全ての同意が必要**

**5) 工事等の見積書の写し**



**内訳明細が必要**

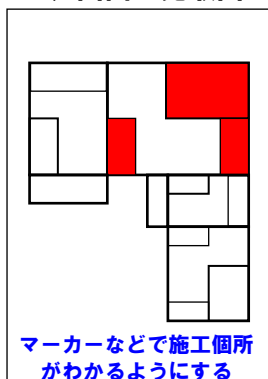
**6) 施工前の写真**



**何の写真であるかわかるように撮影すること**  
× 暗すぎるもの  
× 近すぎるもの

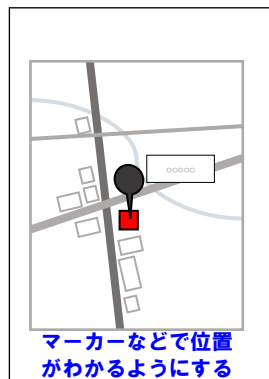
A4紙などに貼付又は印刷 (ばらばらにしない)

**7) 図面・見取図**



マーカーなどで施工箇所がわかるようにする

**8) 店舗の位置図**



マーカーなどで位置がわかるようにする

(営業許可等を要する業種のみ)  
**9) 営業許可証の写し**



## B 商工団体等の場合

### 3. 交付申請時の提出書類

工事に着工する前に、以下の書類を全て揃えて提出してください。  
様式は、市ホームページからダウンロードできます。

1) 補助金交付申請書(第1号様式) ※税抜額で記載してください。

2) 承諾書・同意書・誓約書(第2号様式)

3) 事業計画書(第3号様式)

4) 団体の規約の写し

5) 改装する共有施設の現在の所有者を証明する書類

① 申請者が共有施設の所有者である場合

- 「こまごま  
ひらきだす」
- 令和2年度 固定資産税・都市計画税の納税通知書の写し  
「通知書の表紙」及び「今回工事等を行う共有施設が掲載されている課税明細書部分」
  - 資産証明書(有料:1通350円)  
共有施設の工事・備品導入をする場合は「家屋分」を、駐車場や看板などの建物以外の工事をする場合はその「土地分」の固定資産証明書  
取得方法:市の税務課か各総合事務所、又は南北出張所窓口で交付申請をしてください。

② 申請者が共有施設を賃借している場合

- 「こまごま  
ひらきだす」
- 賃貸借契約書の写し  
借主及び貸主の氏名・押印、建物等の住所、契約期間が記載された部分の写し
  - その他証明できる書類の写し
  - 所有者の工事同意書(第4号様式)

6) 改装する共有施設の管理運営者を証明する書類

申請者が管理運営していることがわかる書類(規約など)

7) 工事等の見積書(経費の明細が記載されたもの)の写し

補助対象外経費が含まれている場合は、対象外経費がどれかわかるようにしたもの  
複数の工事等を実施する場合は、工事ごとの費用がわかるもの

8) 工事等の実施箇所の施工前の写真

工事等を行う部分を撮影し用紙に貼りつけたもの、またはA4用紙に印刷したもの

9) 工事等の実施箇所を記載した図面、見取り図

改装箇所を示した共有施設の図面(見取図)(手描きのもので可)

増改築、間取り変更の場合は、工事前後の図面の提出が必要

10) 共有施設の位置図

共有施設の場所を示した地図等

左記申請書類 1) ~10) のイメージ図です。これらを全て揃えて提出してください。

1) 補助金交付申請書 (第1号様式)

税抜きで記載

2) 承諾書・同意書・誓約書 (第2号様式)

3) 事業計画書 (第3号様式)

4) 団体規約の写し

5) 共有施設の所有者を証明する書類

①共有施設の所有者である場合

納税通知書の写し 又は 資産証明書

表紙と明細が必要

いずれか一つ

②共有施設を賃借している場合

賃貸借契約書の写し 及び

現在の貸主と借主がわかる契約書であること

工事等同意書

貸主が複数いる場合はその全ての同意が必要

6) 改装する共有施設の管理運営者を証明する書類

定款や規約、共有施設の公共料金の支払関係書類など

7) 工事等の見積書の写し

内訳明細が必要

8) 施工前の写真

何の写真であるかわかるように撮影すること  
× 暗すぎるもの  
× 近すぎるもの

A4紙などに貼付又は印刷 (ばらばらにしない)

9) 図面・見取図

10) 共有施設の位置図

市ホームページから様子をダウンロードできます

## 4. 実績報告時の提出書類

工事等が終わり、施工業者への支払が完了したら、以下の書類を全て揃えて提出してください。様式は、市ホームページからダウンロードできます。

### 1) 補助金実績報告書（第6号様式）

### 2) 工事等の請負契約書の写し（収入印紙を貼付したもの）

任意様式で可。ただし、以下の内容が記載されていること。

- 契約日
- 工事内容
- 契約金額（税込か税抜かがわかるように記載）
- 工期（交付決定日以降であること）
- 申請者と請負業者の住所・氏名・押印
- 契約金額に応じた収入印紙（契約両者の割印があるもの）

### 3) 工事等の明細を記載した請求書の写し

内訳明細がなく、「工事一式 ○○万円」とだけ記載されたものは不可

### 4) 工事等の領収書の写し（収入印紙を貼付したもの）

### 5) 工事等の実施箇所の施工中、施工後の写真

工事等を行った部分を撮影し用紙に貼りつけたもの、またはA4用紙に印刷したものの  
施工前、施工中、施工後の比較がしやすいように撮影すること

### 6)（工事等の内容に変更があった場合）工事等の見積書の写し

申請時の見積書と比較した時に変更点が分かりやすく示されたもの

変更内容が軽微（部品の単価や数量、グレードの変更等）な場合は提出不要。ただし、3)の請求書の明細に見積時から変更した内容がわかるように記載すること

### 7)（増改築等の場合）確認済証または工事届けの写し

左記報告書類1)～7)のイメージ図です。これらを全て揃えて提出してください。

**1) 補助金実績報告書  
(第6号様式)**

市ホームページから  
様式をダウンロード  
できます

**2) 請負契約書の写し**

**3) 請求書の写し**

**4) 領収書の写し**

**5) 施工中・施工後の写真**

何の写真であるかわかる  
ように撮影すること  
× 暗すぎるもの  
× 近すぎるもの

施工前と比較できる写真を  
撮影すること

A4紙などに貼付又は印刷  
(ばらばらにしない)

(工事等に変更があった場合のみ)

**6) 変更後の見積書**

軽微変更の場合は提出  
不要

ただし、3)の請求書  
の明細に変更点があ  
るよう記載すること

(増改築等の場合のみ)

**7) 確認済証または工事届の写し**

## A 個人事業主又は法人の場合

### 5. 補助対象事業（例）

以下の例に記載がない工事等でも、補助対象事業（P4）の条件を満たしていれば補助対象になります。補助対象になるか不明な場合は、申請前にご相談ください。

主な工事、備品・設備導入の例	
店舗の増改築	増築、改築（店舗部分の拡張工事、間取り変更など） 【注意】・施工後に、店舗の床面積が1,000平方メートルを超えないこと ・風営法第2条第1項第1号から第8号までに掲げる営業の場合、施工後に床面積の合計が100㎡を超えないこと ・増築、改築に伴う部分の取り壊しは補助対象外
店舗の内装工事	内壁関係工事（壁の張替・塗装・装飾加工など）
	照明設備関係工事（店舗内照明の増設、電球・蛍光灯のLED化、配線工事など）
	畳・建具関係（扉・窓・間仕切りなどの修理・交換・装飾加工、カーテン・ロールスクリーンの設置・交換、畳・カーペットの入替など）
	什器関係工事（対面カウンター・陳列棚の取り付け・交換・装飾加工・配置換えなど）
	トイレ関係工事（和式トイレの洋式化、多目的トイレ化、洗面台の交換など）
	非常用設備関係工事（非常口・非常時案内表示の整備など）
	バリアフリー化関係工事（階段・トイレ等への手すり設置、床の段差解消・滑り止めなど） その他工事（階段、廊下の修繕など）
店舗の外装工事	外壁関係工事（壁の張替・塗装・装飾加工、耐震化工事、アスベスト除去工事、断熱材充填工事、防水工事、防音工事など）
	照明設備関係工事（外灯の増設、電球・蛍光灯のLED化、配線工事など）
	建具関係工事（出入口ドア・シャッター・窓などの修理・交換・装飾加工など）
	看板関係工事（看板やパネルの修理・交換・装飾加工・増設・配置換えなど）
	屋根・屋上関係工事（屋根の葺替、防水加工、落下防止柵の設置など）
	その他工事（雨樋の修繕、落雪防止器具の設置、融雪装置の修繕・設置など）
店舗付随施設の整備	駐車場関係工事（消雪パイプの修理・設置、外灯修繕・LED化、駐車ラインの引直し、看板改修など）
	その他工事（庭園の整備、オープンテラス・ウッドデッキの防水加工、雁木の改修など） 【注意】雁木の改修については、市の他の補助制度を活用していないこと
その他店舗関係工事	下水道つなぎ込み工事（排水設備工事） 【注意】浄化槽の撤去工事、下水道接続工事に伴うコンクリート補修工事も含む
	床下工事（土台・基礎工事、耐震化工事など）
店舗への備品・設備の導入	接客用IT機器、電算機器等の導入（フリーWi-Fi化、店内モニターの設置、POSレジ、クレジットカード対応機器・免税店対応機器などの入替・導入） 【注意】販売事業者による有料のシステム、ネットワーク等構築を伴う場合、又は販売事業者による有料の売上、顧客管理、経営等の分析システムの構築を伴う場合に限る
	家具・什器関係の導入（顧客用のテーブル・ソファ、商品陳列棚などの入替・導入）
	事業用調理機材関係の導入（システムキッチンの設置・交換、業務用冷蔵庫・冷凍庫・給湯器・コンロ・レンジ・オープンなどの入替・導入） 【注意】販売事業者による有料の運搬、組立、設置作業を伴う場合に限る
	事業用家電機器の導入（エアコン、顧客用飲料メーカーなどの入替・導入など） 【注意】飲料メーカーは、飲料の販売を目的とする場合は不可
	防犯システム関係の導入（防犯カメラの設置など） 【注意】顧客が利用するスペース内における防犯対策に必要な設備であること
	その他備品・設備の導入（給水・排水・ガス等の配管の設置、交換など）

#### ※対象外工事

- × 自動車の購入・更新、店舗等の取り壊し（一部・全部）、
- × 事務室・車庫・物置・調理場など顧客の利用に供さないスペースの整備
- × 食器や調理器具・小型家電製品など、購入者が運搬・組立・設置する事業用備品の購入



## B 商工団体等の場合

### 5. 補助対象事業（例）

以下の例に記載がない工事等でも、補助対象事業（P4）の条件を満たしていれば補助対象になります。補助対象になるか不明な場合は、申請前にご相談ください。

主な工事、備品・設備導入の例	
共有施設の増改築	増築、改築（共有部分の拡張工事、間取り変更など） ・増築、改築に伴う部分の取り壊しは補助対象外
共有施設の内装工事	内壁関係工事（壁の張替・塗装・装飾加工など）
	照明設備関係工事（店舗内照明の増設、電球・蛍光灯のLED化、配線工事など）
	畳・建具関係（扉・窓・間仕切りなどの修理・交換・装飾加工、カーテン・ロールスクリーンの設置・交換、畳・カーペットの入替など）
	什器関係工事（棚の取り付け・交換・装飾加工・配置換えなど）
	トイレ関係工事（和式トイレの洋式化、多目的トイレ化、洗面台の交換など）
	非常用設備関係工事（非常口・非常時案内表示の整備など）
	バリアフリー化関係工事（階段・トイレ等への手すり設置、床の段差解消・滑り止めなど） その他工事（階段、廊下の修繕など）
共有施設の外装工事	外壁関係工事（壁の張替・塗装・装飾加工、耐震化工事、アスベスト除去工事、断熱材充填工事、防水工事、防音工事など）
	照明設備関係工事（外灯の増設、電球・蛍光灯のLED化、配線工事など）
	建具関係工事（出入口ドア・シャッター・窓などの修理・交換・装飾加工など）
	看板関係工事（看板やパネルの修理・交換・装飾加工・増設・配置換えなど）
	屋根・屋上関係工事（屋根の葺替、防水加工、落下防止柵の設置など）
	その他工事（雨樋の修繕、落雪防止器具の設置、融雪装置の修繕・設置など）
屋外共有施設・設備の整備	集客スペース関係工事（休憩所・イベントスペース・ポケットパーク等の整備）
	駐車場関係工事（消雪パイプの修理・設置、外灯修繕・LED化、駐車ラインの引直し、看板改修など）
	公衆トイレ工事（和式トイレの洋式化、多目的トイレ化、洗面台の交換など） 【注意】団体が個店のトイレを共有施設に認定して整備する場合も可能
	防犯システム関係の導入（防犯カメラの設置など） 【注意】来訪者が利用するスペース内における防犯対策に必要な設備であること
	看板関係工事（案内看板の交換・設置など）
	照明設備関係工事（外灯の増設、電球・蛍光灯のLED化、配線工事など） その他工事（柵や柵木の落雪防止器具の設置・改修など）
その他共有施設関係工事	下水道つなぎ込み工事（排水設備工事） 【注意】浄化槽の撤去工事、下水道接続工事に伴うコンクリート補修工事も含む
	床下工事（土台・基礎工事、耐震化工事など）
共有施設への備品・設備の導入	事業用IT機器、電算機機器等の導入（フリーWi-Fiスポットの整備、大型モニターの設置、クレジットカード対応機器（親機）・免税店対応機器（親機）、顧客管理・販売促進システム専用のタブレット端末の導入など）
	家具・什器関係の導入（ベンチ・テーブル、棚などの入替・導入）
	家電機器の導入（エアコン、来訪者用飲料メーカーなどの入替・導入など） 【注意】飲料メーカーは、飲料の販売を目的とする場合は不可
	防犯システムの導入（防犯カメラの設置など） 【注意】来訪者が利用するスペース内における防犯対策に必要な設備であること

#### ※対象外工事

- × 自動車の購入・更新、店舗等の取り壊し（一部・全部）、
- × 事務室・車庫・物置・調理場など顧客の利用に供さないスペースの整備
- × 食器や調理器具・小型家電製品など、購入者が運搬・組立・設置する事業用備品の購入

## Q&A よくある質問にお答えします。

質問	答え
<b>Q1</b> 申請者はだれになりますか？	<b>A1</b> 個人事業主又は法人の場合は、現在営業している代表者（事業主）です。 商工団体等の場合は、現在の団体の代表者です。
<b>Q2</b> 昨年度（又は一昨年度）もこの補助金を活用しましたが、今年度も同じ店舗の改装等を申請できますか？	<b>A2</b> 申請できます。
<b>Q3</b> 貸しテナントの貸主は申請できますか？	<b>A3</b> <u>できません。</u> 実際に事業を営んでいる事業主（借主）が申請者になります。
<b>Q4</b> 店舗を移転する際、補助対象となりますか？	<b>A4</b> 申請時点において、税務署に開業届を提出し、手続きが完了している場合は対象となります。 申請時点で開業していない場合は申請できません。
<b>Q5</b> フランチャイズ、チェーン店は補助対象になりますか？	<b>A5</b> フランチャイズ（個人事業者）は対象となりますが、チェーン店（直営支店）は対象外となります。
<b>Q6</b> 市内で営業している2店舗をリフォームする予定ですが、2店舗とも補助申請できますか？	<b>A6</b> <u>2店舗とも申請できます。</u> 1店舗につき1回が限度となりますので、申請者が同一でも2店舗ともに申請できます。 なお、申請書類は各店舗別に作成してください。
<b>Q7</b> 補助対象外の業種と対象業種について、両方を同一の店舗で営業していますが、補助対象になりますか？	<b>A7</b> 対象業種で営業する部分のみ補助対象となります。 例えば、建設業（対象外）と小売業（対象）を営む場合、小売業に使用する部分の改装費のみが補助対象となります。
<b>Q8</b> 現在工事中ですが、申請できますか？	<b>A8</b> <u>できません。</u> 交付決定前に工事中又は工事が完了している場合は補助対象になりません。
<b>Q9</b> 補助金交付決定前に工事をすることはできますか？	<b>A9</b> <u>できません。</u> 工事等の着工は必ず交付決定後になります。



質問	答え
<p><b>Q10</b> 申請してから何日くらいで工事等が始められますか？</p>	<p><b>A10</b> 申請受付から交付決定までは約 3 週間かかりますので、その後に工事着手となります。 ※申請書類に不備があると3週間以上かかることがあります。</p>
<p><b>Q11</b> 補助金はいつもらえますか？</p>	<p><b>A11</b> 工事等の完了後、市に実績報告書を提出していただき、市が交付確定した後にお振込みします。</p>
<p><b>Q12</b> 施工業者の条件はありますか？</p>	<p><b>A12</b> 市内に本社を有する個人事業主又は法人に限ります。</p>
<p><b>Q13</b> 施工業者を紹介してもらえますか？</p>	<p><b>A13</b> 市は、業者の斡旋をしません。</p>
<p><b>Q14</b> 自社（申請者）で工事を行う予定ですが、材料費など補助対象となりますか？</p>	<p><b>A14</b> 市内の施工業者に発注することが条件となりますので、補助対象となりません。</p>
<p><b>Q15</b> 備品・設備の導入において、運搬・設置・設定費用がサービスで無料になる場合は補助対象になりますか？</p>	<p><b>A15</b> 補助対象になりません。</p>
<p><b>Q16</b> 改装する店舗（又は共有施設）の公共下水道等を 1 年以内に接続する予定ですが、申請はできますか？</p>	<p><b>A16</b> できません。 公共下水道等供用開始区域においては、下水道等が接続済または今回の改装工事等にあわせて接続することを補助条件としています。 公共下水道等供用開始区域に関するお問い合わせは、生活排水対策課（下水道センター内）へお願いします。 Tel025-526-5111（代）</p>
<p><b>Q17</b> 下水道のつなぎ込み工事だけで補助申請することはできますか？</p>	<p><b>A17</b> できます。</p>
<p><b>Q18</b> この補助金以外の補助金も活用して店舗を改装する予定ですが、申請できますか？</p>	<p><b>A18</b> 他の補助金等で補助対象としない経費のうち、本補助金の対象となる経費の合計額が 10 万円以上となる場合は、申請できます。</p>
<p><b>Q19</b> 市の住宅リフォーム補助金と、この補助金を併用することはできますか？</p>	<p><b>A19</b> 住宅部分と店舗部分を明確に区分すれば、併用できます。</p>
<p><b>Q20</b> 店舗併用住宅のトイレは補助対象になりますか？</p>	<p><b>A20</b> 店舗利用者が日頃から自由に使用することが認められている場合は、補助対象となります。</p>

質問	答え
<p><b>Q21</b> 店舗併用住宅の場合、補助対象額はどのように算定するのですか？</p>	<p><b>A21</b> 店舗部分と住宅部分を明確に区分して算出します。 (※住宅との共用部分は対象外です。)</p>
<p><b>Q22</b> 店舗に十分なスペースがないため、従業員の休憩室を来客用の応接室として使用していますが、補助対象になりますか？</p>	<p><b>A22</b> 来客用に使用していると認められる場合は補助対象となります。図面や写真、現地調査などにより判断します。</p>
<p><b>Q23</b> 倉庫の設置は補助対象になりますか？</p>	<p><b>A23</b> 補助対象になりません。</p>
<p><b>Q24</b> 看板の取り換え工事を予定していますが、古い看板の廃棄や撤去費用は補助対象になりますか？</p>	<p><b>A24</b> 補助対象になります。 ※ 増改築に伴う取り壊しの費用は対象外です。</p>
<p><b>Q25</b> 申請書類を書き間違えてしまいました。修正液で修正してよいですか？</p>	<p><b>A25</b> 修正液や修正テープでは修正せず、二重線を引いて空きスペースに正しいものを記載してください。<u>なお、金額を修正する場合は申請書に押印した印鑑で訂正印を押印してください。</u></p>
<p><b>Q26</b> 申請書、実績報告書の金額は税込価格で記載してよいですか？</p>	<p><b>A26</b> <u>申請書・実績報告書は税抜価格で記載</u>してください。見積書など、その他の書類は税抜か税込かが記載されていればどちらでも可です。</p>
<p><b>Q27</b> 事業計画書の工事等内容欄、施工業者欄はどのように書けばよいですか？</p>	<p><b>A27</b> 記載例を参考に、工事内容欄には、工種ごとに工事等の内容を簡潔に記載し、請負業者欄は、担当工事等の内容（契約単位）ごとに請負業者の基本情報を記載してください。</p>
<p><b>Q28</b> 施工前・施工中・施工後の写真は、どの程度必要ですか？ 撮影日の表示は必要ですか？</p>	<p><b>A28</b> 事業計画書や見積書通りに行われたかを確認するため、工事施工箇所について、すべての写真を添付してください。 なお、撮影日の表示はなくても構いません。</p>
<p><b>Q29</b> 申請者の親が店舗を所有しており賃貸借契約を締結していないため、賃貸借契約書の写しを提出できません。どうしたらよいですか？</p>	<p><b>A29</b> 親族（親、配偶者、子等）が店舗を所有し、賃貸借契約を締結していない場合は、所有者を証明する書類及び所有者の同意書（第4号様式）を提出してください。 また、店舗が申請者と親族の共有名義になっている場合は、共有名義人の同意書を提出してください。</p>
<p><b>Q30</b> 実績報告時に確認済証または工事届けの写しが必要となっていますが、どのような場合が必要となりますか？</p>	<p><b>A30</b> 増築や大規模な改装等の場合で、建築基準法により確認申請または工事届けが必要となります。 詳しくは建築住宅課（526-5111 内線 1333）へお問い合わせください。</p>

質問	答え
<p><b>Q31</b> 当初の申請内容を変更したい場合は？</p>	<p><b>A31</b> 事前にご相談ください。 請負業者、目的、内容、金額など、申請した事業内容から大きく変更する場合は、申請を取下げ再申請していただくことがあります。</p>
<p><b>Q32</b> 営業許可証や免許証をなくしてしまい、写しを提出することができません。どうしたらよいですか？</p>	<p><b>Q32</b> 発行元（保健所など）に再発行が可能かどうか確認してください。再発行が不可能な場合はご相談ください。</p>
<p><b>Q33</b> 申請者は営業許可を必要としない小売業を営んでいますが、同一店舗内で家族が営業許可を必要とする小売業（酒類販売業）を営んでいます。その家族の営業許可書の写しの提出は必要ですか？</p>	<p><b>Q33</b> 改装する店舗において関係法令規則に違反した営業をしていないことが条件となりますので、提出が必要になります。</p>
<p><b>Q34</b> 屋外の看板改修をしたいのですが、店舗建物そのものに関わらない工事なので、所有権を証明する書類は何を提出したらよいですか？</p>	<p><b>A34</b> 店舗の敷地に関わる工事なので、土地の所有者を証明する書類を提出してください。</p>
<p style="text-align: center;">お問い合わせ：産業政策課 商業・中心市街地活性化推進室 TEL：025-526-5111（内線 1826・1827）</p>	